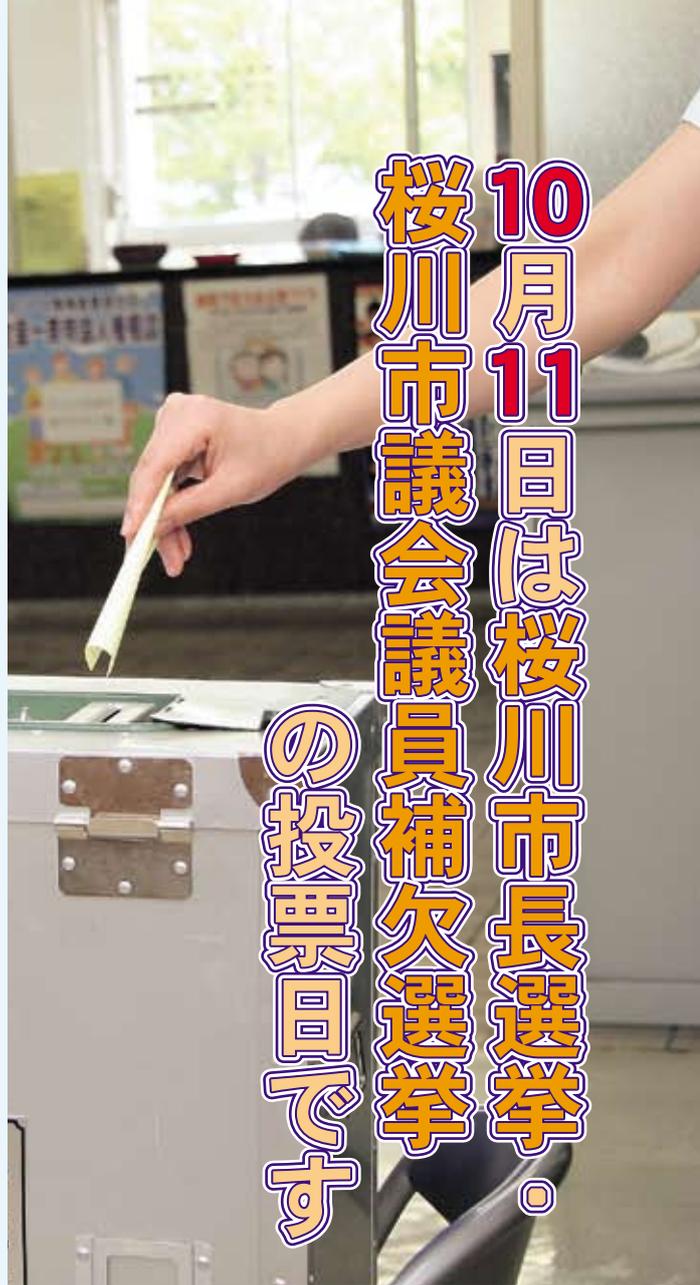


10月11日は桜川市長選挙。 桜川市議会議員補欠選挙 の投票日です



桜川市長の任期が、10月29日をもって満了となります。それに伴う桜川市長選挙と、欠員となっている桜川市議会議員補欠選挙を同時に行います。市民一人ひとりが、自由な意志で責任ある一票を投じることで、市政に積極的に参加しましょう。

- 投票日／10月11日(日)
- ・投票時間／7時～18時
- ・投票所／市内40か所
- 告示日(立候補の受付)／10月4日(日)
- ・受付時間／8時30分～17時
- ・場所／大和庁舎 2階会議室

- 立候補予定者説明会
 - ・期日／9月15日(火)10時～
 - ・場所／大和庁舎 2階会議室
 - ※「立候補の手引き」代金1,000円をご持参ください。
- 立候補予定者書類事前審査
 - ・期日／9月28日(月)10時～
 - ・場所／大和庁舎 2階会議室
- 選挙すべき定数
 - ・市長選挙／1人
 - ・市議会議員／2人(現在の欠員数)
- 選挙公報の発行／選挙公報は、新聞折り込みで各戸に配布します。お手元に届かない場合は、市役所各庁舎にて配布します。

- 開票所(選挙会)
 - ・開票開始時間／20時予定
 - ・場所／大和ふれあいセンター「シトラス」
- 投票のできる方／桜川市に住所を有する満20歳(平成元年10月12日生まで)以上の日本国民で、平成21年10月3日現在の選挙人名簿に登録されている方。また、他の市町村から転入された場合は、平成21年7月3日までに転入届を行い、住民基本台帳に登録されている方。
- ただし、選挙人名簿に登録されていない方も投票日までには、他の市町村に転出された方は、投票ができません。

投票日に投票所に行けない方のための投票制度

1、期日前投票制度

- 投票日に何らかの都合で投票できない方は、事前に期日前投票ができます。
- ・期日前投票期間／10月5日(月)～10日(土)
 - ・期日前投票時間／8時30分～20時
 - ・期日前投票場所
 - 岩瀬地区にお住まいの方
 - ↓市役所岩瀬庁舎
 - 大和地区にお住まいの方
 - ↓市役所大和庁舎
 - 真壁地区にお住まいの方
 - ↓市役所真壁庁舎
 - ※該当する期日前投票所以外では投票できません。

2、不在者投票制度

- 病院や施設での不在者投票
- 県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどの施設に入所されている方は、その病院や施設で投票することができますので、病院長や施設長に申し出てください。
- 他市町村での不在者投票

長期の出張などで選挙当日や期日前投票ができない方は、滞在先の市町村選挙管理委員会へ投票ができますので、桜川市の選挙管理委員会へ投票用紙を請求してください。

郵便等による不在者投票

- 身体障害者手帳や介護保険の被保険者証などをお持ちの方で、一定の要件に該当する方は、自宅などで郵便投票をすることがあります。この投票には「郵便投票証明書」が必要となります。(※郵便投票の請求は、10月7日(水)までに本人が桜川市選挙管理委員会に請求してください。)
- ・不在者投票期間／10月5日(月)～10日(土)
 - 問合せ／桜川市選挙管理委員会(市役所総務課内) ☎58151111・75131111、内線1216・1217

明るい選挙の推進について

政治家や候補者が選挙区内にある者に寄附をすると処罰されます。また、有権者が寄附を求めてもいけません。お金の掛からないクリーンな選挙のために「贈らない・求めない・受け取らない」の『3ない』を守りましょう。